

要 請 事 項

「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」推進のための財政措置について

【厚生労働省】

■ 要請事項

高齢者福祉施設を対象とした大規模修繕等に要する経費の国庫負担（補助）を行うこと。

■ 要請の背景

- 本市では、「第7期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき特別養護老人ホーム等の介護基盤の整備の着実な推進に向けた取組を行っています。
- 一方、築20年を超える特別養護老人ホームの老朽化が課題となっています。
- 特に、介護保険法施行以前は大規模修繕等に対する引当金の積立には一定の制約があり、また、施設規模を比較的小さく整備していたことから、介護保険による報酬のみでは施設の維持管理が困難な施設が多くなっています。
- 本市においては、平成29年3月に「高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本方針」を、また、平成30年3月には「川崎市高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画・第1次実施計画」を策定し、公設施設のみならず民設施設を含めた老朽化への対応として、今後、計画的に建替、施設の長寿命化を行っていくこととしています。

■ 費用

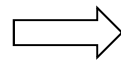
- 公設施設の平成18年度以降の修繕工事における執行額：約700,000千円
(参考) (特別養護老人ホーム8か所、養護老人ホーム1か所)

■ 効果等

- 計画的な改修・修繕に加え、予防保全に対して効果的に経費を投入することで、施設の長寿命化が図られ、改築需要の延伸等LCC（ライフサイクルコスト）の縮減効果が期待できます。

高齢者福祉施設整備費の国庫負担

高齢者福祉施設整備費の国庫負担



高齢者福祉施設に対する修繕費補助は平成18年の三位一体改革により廃止

介護保険法施行前開所の特別養護老人ホーム

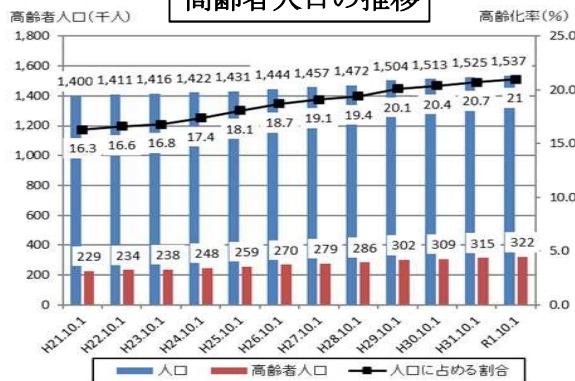
令和2年4月1日現在

施設名称	築年数	入所定員数	指定管理
恒春園	41年	60人	
みかど荘	39年	73人	
太陽の園	36年	66人	
柿生アルナ園	34年	80人	
幸風苑	33年	60人	
和楽館	32年	60人	
長沢壮寿の里	31年	53人	指定管理
あさおの丘	31年	70人	
桜寿園	28年	74人	
虹の里	28年	108人	
多摩川の里	27年	84人	指定管理
恵楽園(養護)	27年	140人	指定管理
すみよし	26年	84人	指定管理
こだなか	26年	50人	指定管理
金井原苑	25年	98人	
菅の里	24年	80人	
すえなが	24年	104人	
大師の里	22年	50人	
しおん	22年	25人	
ひらまの里	21年	84人	指定管理
鷲ヶ峰	20年	72人	
夢見ヶ崎	20年	64人	指定管理
陽だまりの園	20年	50人	指定管理

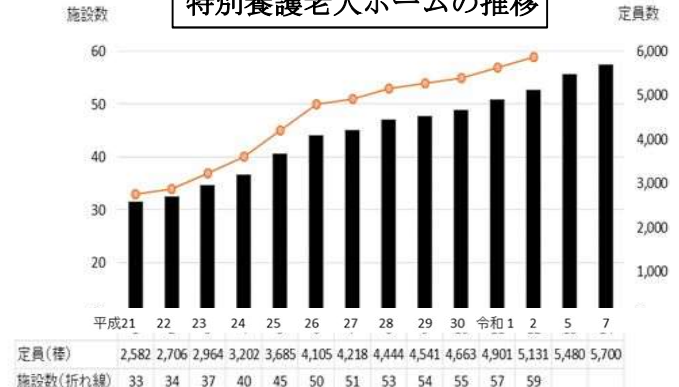
課題：施設の老朽化への対応

<参考>

高齢者人口の推移



特別養護老人ホームの推移



「川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者人口の増加に対応するため、引き続き高齢者福祉施設等の一定の整備を行い、高齢者福祉の充実を図ります。

この要請文の担当課／健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課 TEL 044-200-2647

小児救急医療体制等の拡充について

【厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 小児救急医療支援事業及び周産期母子医療センターの整備・運営について、地域の実情を反映したものとなるよう、財政措置の拡充を図ること。
- 2 小児救急医療を提供する病院を経営する地方自治体に対して、財政措置の一層の拡充を図ること。
- 3 小児救急医療等を確保するため、小児医療の実態を調査し、次期の診療報酬改定に当たっては、実態に即したものとなるよう、その結果を反映させること。

■ 要請の背景

- 本市では、年少人口の増加が当面見込まれるなか、少子化・核家族化や育児情報の氾濫に伴う育児不安や、共働きの増加など救急医療への潜在的需要が増大していること、及び夜間救急を担う小児科医の不足に対応するため、小児救急医療体制の確保・充実に向けた取組が求められています。
- 現在、小児の初期救急については休日急患診療所に加え市内南中北3か所の小児急病センターで、また、周産期救急医療については周産期母子医療センターで、それぞれ対応しており、市で運営するほか、小児救急医療等を担う医療機関への支援を行っています。
- さらに、小児医療の安定供給のためには、小児科医を安定的に確保するとともに、小児医療の実態に即した診療報酬体系の構築などにより、小児医療の不採算を原因とする小児科部門の廃止・縮小を防ぐ必要があります。本市では、特に採算性の低い休日や夜間の救急病院への補助等を行っています。
- 小児救急医療体制等に係る診療報酬の水準は、令和2年度の改定によっても十分とは言えません。小児医療を取り巻く様々な課題に効果的に対処できるよう、実態を調査し、その結果を次期の診療報酬改定に反映させることが求められています。

■ 費用

(単位：千円)

令和2年度予算	総事業費	財 源
小児救急医療関係事業	526,933	国庫補助金 16,313 、県補助金 21,342 使用料 1,581 、一般財源 487,697
市立病院の小児救急医療経費	352,397	医業収益 308,206 、一般会計繰入金 44,191

川崎市の小児救急医療体制等の拡充

初期救急医療体制

7 休日急患診療所（内科・小児科）
各区 1 か所

南部小児急病センター
（市立川崎病院内）
中部小児急病センター
（日本医科大学武蔵小杉病院内）
北部小児急病センター
（多摩休日夜間急患診療所内）

聖マリアンナ医科大学病院
夜間急患センター

二次救急医療体制

病院群輪番制病院（7 病院・小児科）

休日二次応需病院（7 病院・小児科）

救急告示医療機関

三次救急医療体制・周産期母子医療センター

聖マリアンナ医科大学病院
救命救急センター
総合周産期母子医療センター

日本医科大学武蔵小杉病院
救命救急センター
地域周産期母子医療センター

市立川崎病院
救命救急センター
地域周産期母子医療センター

小児医療
の不採算

小児救急医療体制等の維持

財政措置の拡充

- ・小児救急支援事業や周産期母子医療センターの運営
- ・病院等を経営する地方自治体

診療報酬の引き上げ

小児科医師
の不足

川崎市の人口の推移（各年10月1日現在）

		2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
川崎区	総人口	223,378	226,537	229,653	231,530	233,116
	うち15歳未満	26,311	26,280	26,242	26,049	25,850
幸 区	総人口	160,890	162,618	165,974	167,206	170,159
	うち15歳未満	20,544	20,805	21,381	21,638	22,178
中原区	総人口	247,529	251,248	254,156	258,119	261,825
	うち15歳未満	31,878	32,490	32,924	33,539	33,929
高津区	総人口	228,141	229,584	230,507	231,808	233,285
	うち15歳未満	30,142	30,173	30,002	29,977	29,740
宮前区	総人口	225,594	227,375	229,481	231,131	232,325
	うち15歳未満	31,346	31,380	31,443	31,360	31,336
多摩区	総人口	214,158	215,644	216,681	217,941	219,868
	うち15歳未満	23,790	23,647	23,420	23,207	23,229
麻生区	総人口	175,523	176,471	177,238	178,748	179,879
	うち15歳未満	23,718	23,639	23,447	23,511	23,274
合 計	総人口	1,475,213	1,489,477	1,503,690	1,516,483	1,530,457
	うち15歳未満	187,729	188,414	188,859	189,281	189,536

障害者制度改革に係る財政措置等について

【厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 障害者総合支援法に基づく生活介護サービス等の報酬について、現状を踏まえ、適切な単価を設定すること。
- 2 地域生活支援事業について、その必要な経費について、十分な財政措置を講ずること。
- 3 就労希望者数の増加を踏まえ、障害者就業・生活支援センターの設置・運営費について、十分な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 18歳未満の障害児は、平成24年4月の児童福祉法改正で新設された「放課後等デイサービス」により、授業の終了後などに生活能力の向上のために必要な訓練などが提供されることで、結果として、御家族の就労支援やレスパイトに役立っているところです。しかしながら、特別支援学校等を卒業して障害者総合支援法上のサービス利用となると、16時から17時には帰宅し、一人であることが困難な方の場合には御家族の就労継続が困難となるため、障害児の時と同程度のサービス利用の確保を求める声が年々増加しております。こうしたことから、生活介護事業所における延長支援の充実が求められており、そのためには、生活介護事業所から「採算性や職員体制を確保するために十分な報酬になっていない」といった御意見のある延長支援加算の充実が必要です。
- 平成25年4月に施行された障害者総合支援法では、障害者の地域における共生の実現に向けて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、全国一律の法定障害福祉サービスと併せて、自治体の裁量において地域の実情やニーズに沿った様々な支援を提供する地域生活支援事業を位置づけております。この事業は障害者が地域で生活していくうえで必要不可欠なものであり、今後も事業を安定的に継続して実施していくためには、相当額の財源を確保する必要がありますが、国からの補助金は、要綱に基づく交付額に達していない状況が続いています。

- 障害者就業・生活支援センター事業は、就職や職場適応などの就業面の支援ばかりでなく、生活習慣の形成や日常生活の自己管理などに関する生活支援も不可欠であり、身近な地域で、就業面及び生活面で一体的かつ総合的な支援を提供する重要な役割を担っております。本市においても、障害者就業・生活支援センター事業へのニーズが年々増加していることから、障害者就業・生活支援センターの他に2か所の本市単独事業である障害者就労援助センターを設置し、対応を図っているところです。今後においても障害者就業・生活支援センターの利用者数の増加が益々見込まれるため、各都道府県の指定する障害保健福祉圏域ごとに1箇所の設置という国の方針を見直し、利用者の実態に応じた支援が必要となっています。

■ 費用

- 令和3年度地域生活支援事業費 約17億円（国費 約8.5億円）

■ 効果等

- 国と自治体の負担責任の適正化
○ 障害者制度改革の推進と効果的な制度運用

（表1）地域生活支援事業の実績【平成30年度実績額】（単位：百万円）

事業費	要綱に基づく 交付額（A）	交付額（B）	川崎市超過負担分 （A）－（B）
1,505	752	452	300

（表2）障害者就業・生活支援センター等登録者数の推移（単位：人）

	設置数	H27	H28	H29	H30
障害者就業・生活支援センター （国委託事業）	1か所	450 (346)	524 (372)	662 (450)	781※ (522)
障害者就労援助センター （市補助金事業）	2か所	699 (490)	781 (518)	895 (575)	971 (600)
合 計	3か所	1,149 (836)	1,305 (890)	1,557 (1,025)	1,752 (1,122)

（ ）内は、職場定着支援の対象者（企業等での就労者数）

※全国の障害者就業・生活支援センター（334センター）の登録者数は、188,440人となっており、1センターあたりの平均登録者数は564人となっています。

（表3）令和元年度 障害者就業・生活支援センター等事業費（単位：千円）

障害者就業・生活支援センター※	国委託費	41,873
	市補助金	30,693
障害者就労援助センター（2か所）	市補助金	90,496
障害者就労援助センター 市補助金合計		121,189

※障害者就業・生活支援センターは、障害者就労援助センターと併設になっており、市補助金の対象となっています。

この要請文の担当課／1 健康福祉局障害保健福祉部障害計画課 TEL044-200-1978
2 健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課 TEL044-200-2656
3 健康福祉局障害保健福祉部障害者雇用・就労推進課 TEL044-200-2682

難病に係る医療費の助成事業について

【厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 大都市特例によって新たに支弁することになった特定医療費の支給に関する費用について、道府県から税源を移譲するなど国の責任において十分な財政措置を講ずること。
- 2 特定医療費の適正化に取り組む地方自治体に対し、インセンティブを付与するなど、公平・安定的な事業運営に向けた更なる取組を進めること。

■ 要請の背景

- 「難病の患者に対する医療等に関する法律」第40条に基づき、平成30年度から特定医療費の支給に関する事務等について、道府県から指定都市に権限が移譲されました。本市では、認定事務の効率化により、受給者証の交付に要する期間を移譲前の約1/2、2か月程度に短縮するなど、市民サービスの向上を図りました。
- 特定医療費の支給に要する費用に対する国庫負担率は50/100とされており、平成31年度には1か月100万円を超えるレセプトが62件発生するなど、本市にとって非常に重い負担となっています。また、国庫負担の対象は特定医療費のみであり、人件費や電算システムの運営費などの経費は含まれていません。
- 発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなる難病であるからこそ、すべての患者が安心して治療を受けることができるよう、国と地方の財政負担について、抜本的な見直しを行い、必要な財源は地方財政措置ではなく、道府県から税源を移譲するなど、国の責任において十分な財政措置を講ずる必要があります。

- 受給者数の増加や指定難病の追加も見込まれるなか、本市では、令和２年度からレセプト点検員を配置し、特定医療費の適正化に向けた取組を強化します。本事業を公平・安定的なものとして維持していくためには、適正化の取組により効果のあった地方自治体に対して、一定のインセンティブを付与するなど、国による更なる支援も必要と考えています。

■ 特定医療費適正化の取組

- レセプト点検員には会計年度任用職員を充てており、本市国保並みの実績をあげることができれば、大変費用対効果の高い取組となります。こうした取組を水平展開することにより、更なる効果が生じ、制度の安定化・適正化につながります。

（表１）対象疾病数及び本市における支給認定件数（各年４月１日現在）

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年
対象疾病数	110	306	330	331	331	333
支給認定件数	8,143 件	8,963 件	9,341 件	8,100 件	8,524 件	9,053 件

（表２）本市における特定医療費の支給に係る事業費（当初予算ベース） 単位：千円

年度	事業費（A）	国庫支出金等（B）	川崎市一般財源（A－B）
平成 30 年度	1,363,631	644,528	719,103
平成 31 年度 （令和元年度）	1,506,409	703,914	802,495
令和 2 年度	2,031,245	970,532	1,060,713

（表３）特定医療費適正化の取組による効果額（見込） 単位：千円

点検種別	令和 2 年度特定医療費支出見込額（A）	過誤調整率（B）	効果額（A×B）
資格	1,934,069	0.49%	9,477
内容	1,934,069	0.19%	3,675
		合計	13,152

※過誤調整率は、本市国民健康保険制度における平成 30 年度の実績値を参考とした。

成人ぜん息患者医療費助成事業について

【環境省】

■ 要請事項

川崎市の成人ぜん息患者医療費助成制度を自立支援型公害健康被害予防事業として認定し、事業経費を助成対象とすること。

■ 要請の背景

- 国は、平成20年度にぜん息患者の疾患の回復や予防を行うことへの支援を目的とした自立支援型予防事業を創設し、独立行政法人環境再生保全機構を通じて地方自治体の要望を聴取のうえ重要性の高い事業を実施し、日常生活の中でぜん息患者の増悪予防・健康回復を図っています。
- 本市では、すでに平成19年1月から市内のぜん息患者の健康回復及び福祉の増進を目的とした「成人ぜん息患者医療費助成制度」を独自事業として実施しています。
- 本市が実施している事業は、国が創設した事業と対象者や目的を同じくし、ぜん息患者の健康回復の観点においても重要な支援策と考えており、重積発作予防等のための治療支援による予防の観点からも、国の支援が必要と考えています。

■ 費用

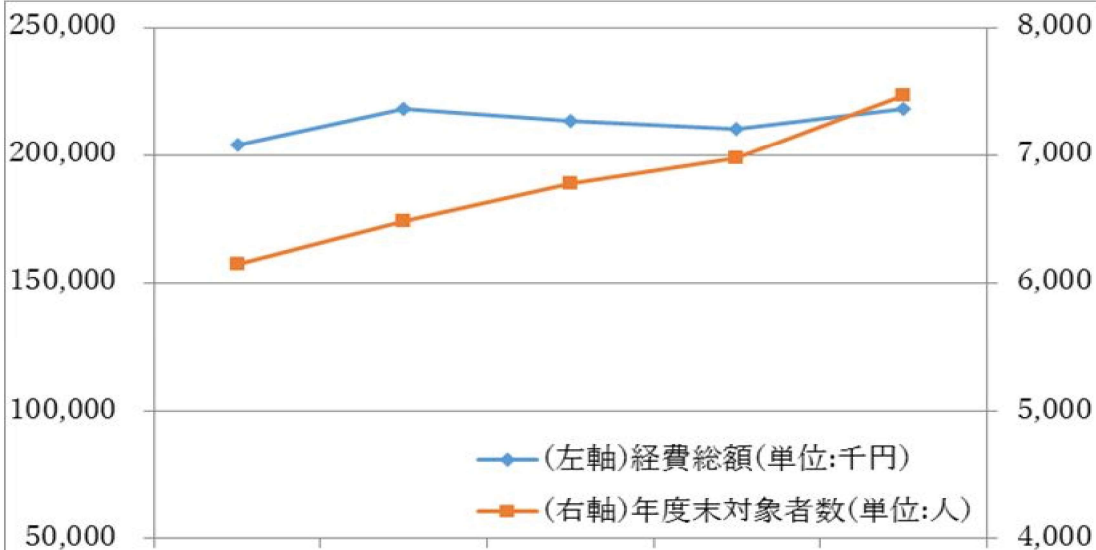
- 成人ぜん息患者医療費助成の推移 ※全額本市負担 (各年決算) 単位：千円

年 度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
扶 助 費	171,411	189,072	195,095	192,249	199,358
助成経費	32,764	29,273	18,464	18,013	18,791
合 計	204,175	218,345	213,559	210,262	218,149

■ 効果等

- 成人ぜん息患者医療費助成制度を、安定的に実施していくことが可能となります。

川崎市成人ぜん息患者医療費助成事業概要

制度開始	平成19年1月																								
対象地域	市内全域																								
対 象 者	対象疾病(気管支ぜん息)にかかっている満20歳以上の者 (公健法・市条例等による認定者及び喫煙者を除く) 川崎市に引き続き1年以上住所を有する者 医療保険各法により、医療に関する給付を受けられる者 (自己負担割合が1割以下の者を除く) 所得制限なし																								
審 査	認定審査を実施																								
助成範囲	本人負担分の一部を助成																								
財源負担	市の全額負担(一般財源)																								
経費総額 及び 対象者数 の推移	経費の推移 (単位：千円)																								
	<table><tr><td>年 度</td><td>平成 26 年度</td><td>平成 27 年度</td><td>平成 28 年度</td><td>平成 29 年度</td><td>平成 30 年度</td></tr><tr><td>扶 助 費</td><td>171,411</td><td>189,072</td><td>195,095</td><td>192,249</td><td>199,358</td></tr><tr><td>助成経費</td><td>32,764</td><td>29,273</td><td>18,464</td><td>18,013</td><td>18,791</td></tr><tr><td>合 計</td><td>204,175</td><td>218,345</td><td>213,559</td><td>210,262</td><td>218,149</td></tr></table>	年 度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	扶 助 費	171,411	189,072	195,095	192,249	199,358	助成経費	32,764	29,273	18,464	18,013	18,791	合 計	204,175	218,345	213,559	210,262	218,149
	年 度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度																			
	扶 助 費	171,411	189,072	195,095	192,249	199,358																			
	助成経費	32,764	29,273	18,464	18,013	18,791																			
	合 計	204,175	218,345	213,559	210,262	218,149																			
対象者数の推移 (単位：人)																									
<table><tr><td>年 度</td><td>平成 26 年度</td><td>平成 27 年度</td><td>平成 28 年度</td><td>平成 29 年度</td><td>平成 30 年度</td></tr><tr><td>対象者数</td><td>6,149</td><td>6,486</td><td>6,780</td><td>6,979</td><td>7,467</td></tr></table>	年 度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	対象者数	6,149	6,486	6,780	6,979	7,467													
年 度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度																				
対象者数	6,149	6,486	6,780	6,979	7,467																				
																									
H26年度 H27年度 H28年度 H29年度 H30年度																									

この要請文の担当課／健康福祉局保健所環境保健課 TEL 044-200-2435

予防接種事業の抜本的改革について

【厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 平成24年5月に厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会で示された「予防接種制度の見直しについて（第二次提言）」に従い、任意予防接種については、早期に定期接種化すること。
- 2 定期予防接種については、国の責任において、必要とする国民すべてが等しく接種できるよう、地方交付税措置ではなく、全額国庫負担とすること。
- 3 特別な理由による定期予防接種の再接種については、現在、任意予防接種で行われているが、これを定期接種化にすること。

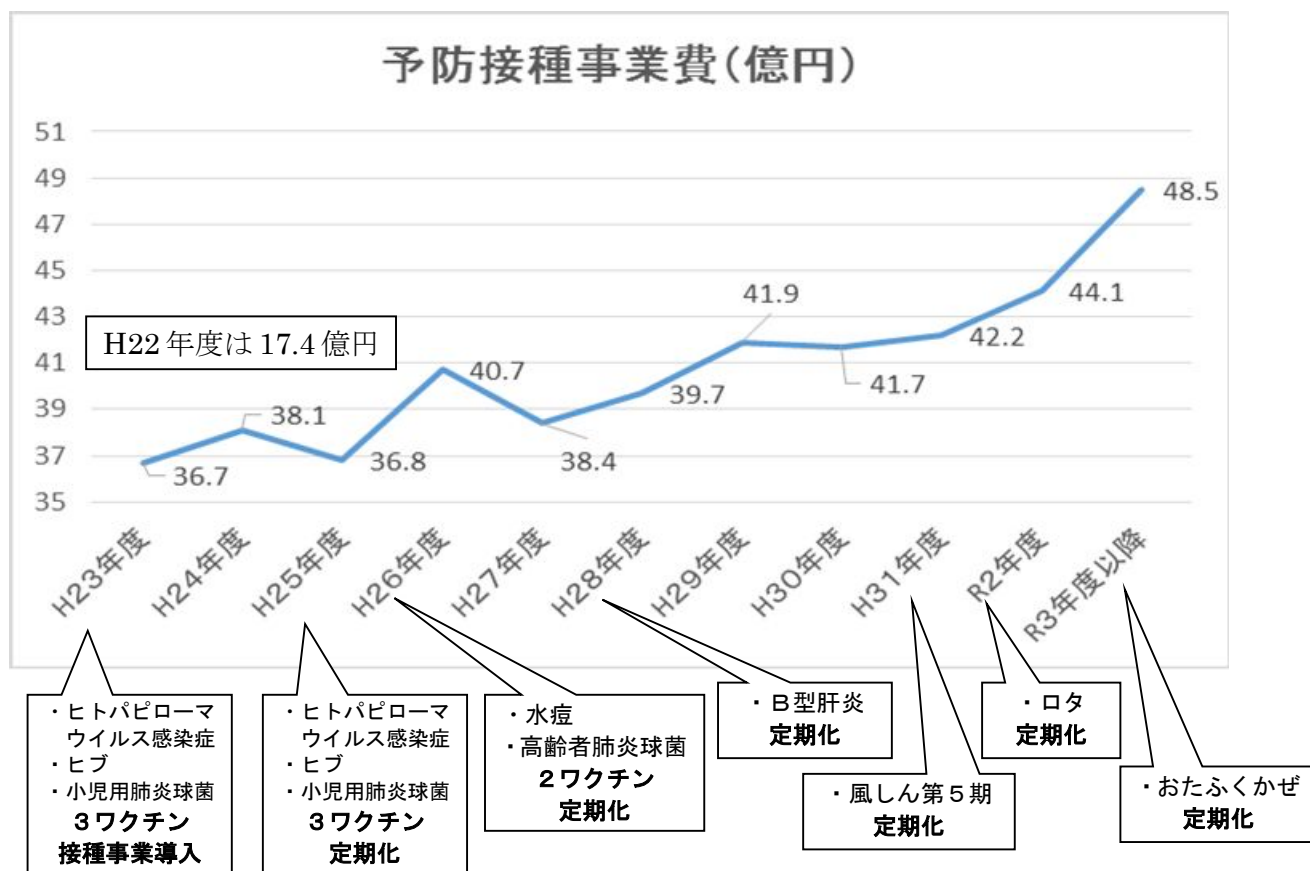
■ 要請の背景

- 平成24年5月に厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会で示された「予防接種制度の見直しについて（第二次提言）」において、「ワクチンギャップに対応するため、必要なワクチンについては定期接種として位置づける」とされました。これを受け、平成25年度からヒトパピローマウイルス感染症等のワクチン接種事業が予防接種法改正により定期予防接種となり、平成26年度には水痘及び高齢者の肺炎球菌感染症の2ワクチンが、平成28年10月にはB型肝炎が、平成31年2月には風しんの第5期が、さらに、令和2年10月からロタウイルスワクチンが新たに定期予防接種として追加されました。また、任意予防接種であるおたふくかぜについても検討されており、定期予防接種として追加されることが見込まれます。
- 予防接種法に基づき実施されている定期予防接種は、全額公費負担（インフルエンザ・高齢者の肺炎球菌感染症予防接種は一部自己負担あり）で実施しています。予防接種法に基づかない任意予防接種は、原則、全額自己負担となっています。
- 本来、予防接種は国の責任において必要とする国民すべてが等しく接種できるようにするべきものです。定期予防接種に係る経費については、平成25年度に地方財政措置の拡充がなされたところですが、制度やそれに係る国と地方の財政負担について抜本的な見直しを行い、必要な財源は交付税措置ではなく、全額国庫負担とする必要があります。
- 特別な理由による定期予防接種の再接種については、「定期予防接種による感染症の発生及びまん延の予防は公衆衛生上重要であること」「予防接種による健康被害時における救済制度が定期予防接種の方が手厚いこと」から定期接種化が望ましいと考えます。

■ 効果等

- 定期予防接種となることで接種率が向上し、感染症の発生及びまん延が予防されます。
- 国による費用負担の導入により、地方自治体の負担が軽減され、接種勧奨等により更に取り組めることで接種率が向上し、感染症の発生及びまん延が予防されます。
- 定期予防接種にすることで、健康被害発生時に手厚い救済制度を利用することができます。

本市における予防接種事業の財政負担



※ヒトパピローマウイルス感染症ワクチンについて、積極的接種勧奨差し控えのため、25年度以降の経費は24年度実績額による見込み。

任意接種のおたふくかぜワクチンが定期予防接種化された場合の
本市負担額
44.1億円 → 48.5億円

**定期予防接種の拡充と地方自治体の負担増は相互に関係しており、
予防接種事業の抜本的改革が不可欠である。**

住宅・建築物等の総合的な耐震対策等による 安全・安心に暮らせるまちづくりの推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

建築物等の耐震化をはじめとした総合的な耐震対策や密集市街地の改善、高齢者等の居住の安定確保に向けて、必要な制度拡充や財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 大規模地震時に甚大な被害の発生が想定される本市では、既存建築物の耐震化や密集市街地の改善が急務であり、これまで耐震対策等の制度拡充に努めてきました。
- 住宅・建築物等に対する各種施策の取組により、今後も、まち全体の総合的な耐震化を推進するため、制度拡充や継続的かつ十分な財政措置が必要です。
- 本市では、火災延焼被害が「地震時等に著しく危険な密集市街地」のみならず、広い範囲に想定されていることから、大規模地震発生時に人的・物的被害が大きく、重点的な対策の優先度が極めて高い地区を不燃化重点対策地区とし取組を進めています。このような自治体での取組に沿うような助成内容に拡充するなど一層の制度拡充が必要です。
- 高齢者や障害者、子育て世帯等の居住の安定確保に向け、公営住宅の整備・改善など、安全・安心な暮らしを支える良質な住宅の供給に向けた取組の推進が必要です。

■ 費用

- | | |
|------------------|---------------------|
| ○ 令和3年度計画事業費 | 約79.5億円（国費 約36.0億円） |
| ・ 住宅・建築物等の耐震対策事業 | 約2.8億円（国費 約1.3億円） |
| ・ 密集市街地の改善事業 | 約1.7億円（国費 約0.8億円） |
| ・ 公営住宅整備事業等 | 約75.0億円（国費 約33.9億円） |

■ 効果等

- 住宅・建築物等の耐震性、耐火性向上による安全性の確保
- 良質な住宅の供給による高齢者、障害者、子育て世帯等の居住の安定

住宅・建築物等の耐震対策事業等

建築物等の耐震化の更なる促進を図るために、「川崎市耐震改修促進計画」に基づき、各種施策を推進してまいります。

■住宅・建築物等の耐震化事業（民間建築物）

目標：住宅及び特定建築物の耐震化率を令和２年度末までに９５％とする。

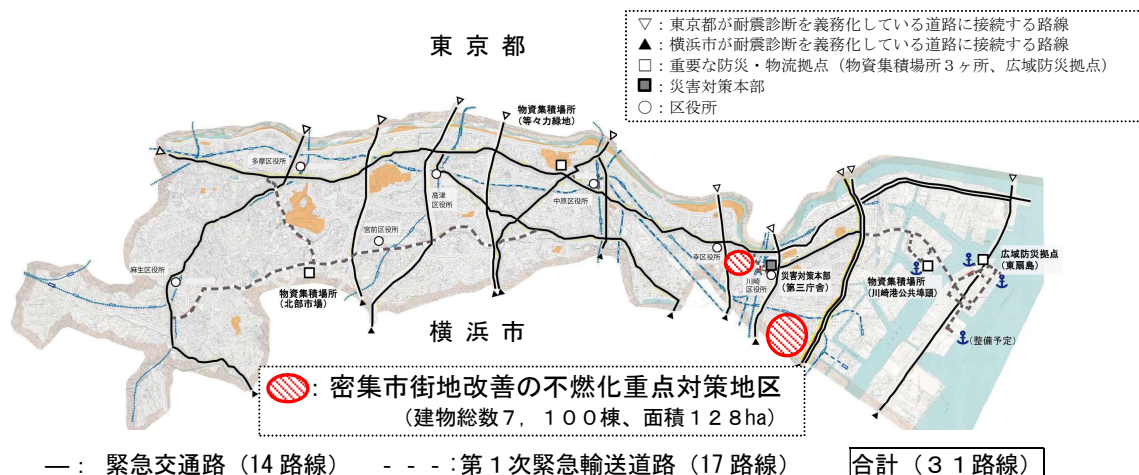
（令和元年度末の耐震化率 住宅：９３．０％ 特定建築物：９３．７％）

主な取組：○木造住宅耐震対策 ○民間マンション耐震対策
○特定建築物等耐震対策 ○耐震診断義務化沿道建築物耐震対策

■住宅市街地総合整備事業（密集市街地整備型）

目標：不燃化重点対策地区内の焼失棟数を令和２年度末までに３割減とする。

主な取組：○密集住宅市街地整備促進事業 ○老朽建築物除却事業
○住宅等不燃化推進事業 ○区画道路拡幅促進事業など



【不燃化重点対策地区と沿道建築物の耐震診断を義務化する道路の指定路線図】

公営住宅整備事業等

■公営住宅整備事業

- ・中野島住宅（１棟 ６３戸） ・高石住宅（１棟 ４０戸）
- ・初山住宅（１棟 ３２戸）

■公営住宅ストック改善事業

- ・長寿命化型・安全性確保型等改善事業（全３３団地 １０３棟）

■高齢者、障害者等の居住の安定

- ・マンション共用廊下等段差解消工事、居住支援推進事業 など

これらの取組により、安全・安心に暮らせるまちづくりを推進します。

この要請文の担当課／まちづくり局市街地整備部防災まちづくり推進課 TEL 044-200-2707
まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課 TEL 044-200-2993

消防施設及び緊急消防援助隊の整備について

【総務省】

■ 要請事項

- 1 消防施設等の整備について、必要な財政措置を講ずること。
- 2 緊急消防援助隊の整備について、必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 本市においては、社会情勢に適切に対応し、あらゆる災害から市民の生命、身体及び財産を守るという法（消防組織法）の趣旨のもと、災害時の防災拠点となる消防施設等の整備に努めるとともに、迅速な出動体制や的確な消防体制の整備を進め、更なる消防力の充実・強化を図っています。
- 防災拠点となる消防署所等の早期改築・改修が求められており、消防指令システムの更新など、事業の推進が喫緊の課題とされています。
- 指定都市は、大規模な災害等に即応するため、消防車両等の充実強化を図り、一度強化した装備についても、これを維持するため計画的な更新整備が必須であり、災害発生時には広域的に消防・救助活動を展開する役割を有しております。
- 国の補助金については、配分方針の見直し及び補助基準額の改定がされたものの、交付額が9,500万円（零細補助基準額）に満たない場合に交付決定が受けられない採択基準は、依然として制度を活用する妨げになっていることから、零細補助基準額の引き下げを要望します。
- 特に本市をはじめとした指定都市の消防は、大規模災害発生時には広域的な役割を果たすことから、車両資機材等の整備について、交付税措置ではなく、国による適切な財政措置を講ずること。

■ 費用

- 令和3年度計画事業費
 - ・ 消防施設整備事業等 約6.9億円（国庫補助金約400万円）
 - ・ 緊急消防援助隊設備整備事業等 約5.1億円（国庫補助金約9,100万円）

■ 効果等

- 大規模災害への対応力の早期確立

消防施設整備事業等

区 分			令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業概要	消防庁舎	多摩消防署 栗谷出張所	改築 (設計等)	改築 (本体工事等)	—
		宮前消防署 宮崎出張所	—	—	改築 (設計等)
	消防団施設	中原消防団 中原分団小杉班	改築 (設計等)	改築 (本体工事等)	—
		中原消防団 住吉分団住吉西班	—	改築 (設計等)	改築 (本体工事等)
	耐震性貯水槽		新設 (1基 設計等)	新設 (1基 工事)	改修 (2基)
	消防情報通信の高度化		—	消防指令 システム更新	消防指令 システム更新
	消防救急無線固定局等整備		無線設備整備	—	—
	合計(概算)		約2.5億円	約6.9億円	約7.8億円

緊急消防援助隊設備整備事業等

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業概要	消防自動車等	10台	14台	11台
	救急自動車	4台	4台	6台
	合計(概算)	約5.7億円	約5.1億円	約5.1億円

この要請文の担当課／消防局総務部庶務課	TEL 044-223-2512
消防局総務部施設整備課	TEL 044-223-2548
消防局警防部指令課	TEL 044-223-2544

石油コンビナート地域の強靱化について

【内閣府・総務省・経済産業省・国土交通省・厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 国が公表した首都直下地震被害想定及び南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動に関する報告等を踏まえ、消防法、高圧ガス保安法、毒物及び劇物取締法等の技術基準の妥当性について検証、見直し等を行い、耐災害性の向上や防災体制の強化を図ること。
- 2 事業者が実施する液状化対策や津波対策、護岸の改修等の減災対策への支援の継続と拡充に取り組むとともに、定期改修等が年度当初に行われる場合であっても、事業者が活用可能となるよう、柔軟な制度運用を図ること。
- 3 施設の経年劣化に対する維持管理技術の開発や情報提供を行うこと。また、経年劣化した配管等の施設改修へのインセンティブを向上させる取組を進めること。
- 4 事業者がコンビナート保安人材を育成・確保できるよう、必要な支援を行うこと。

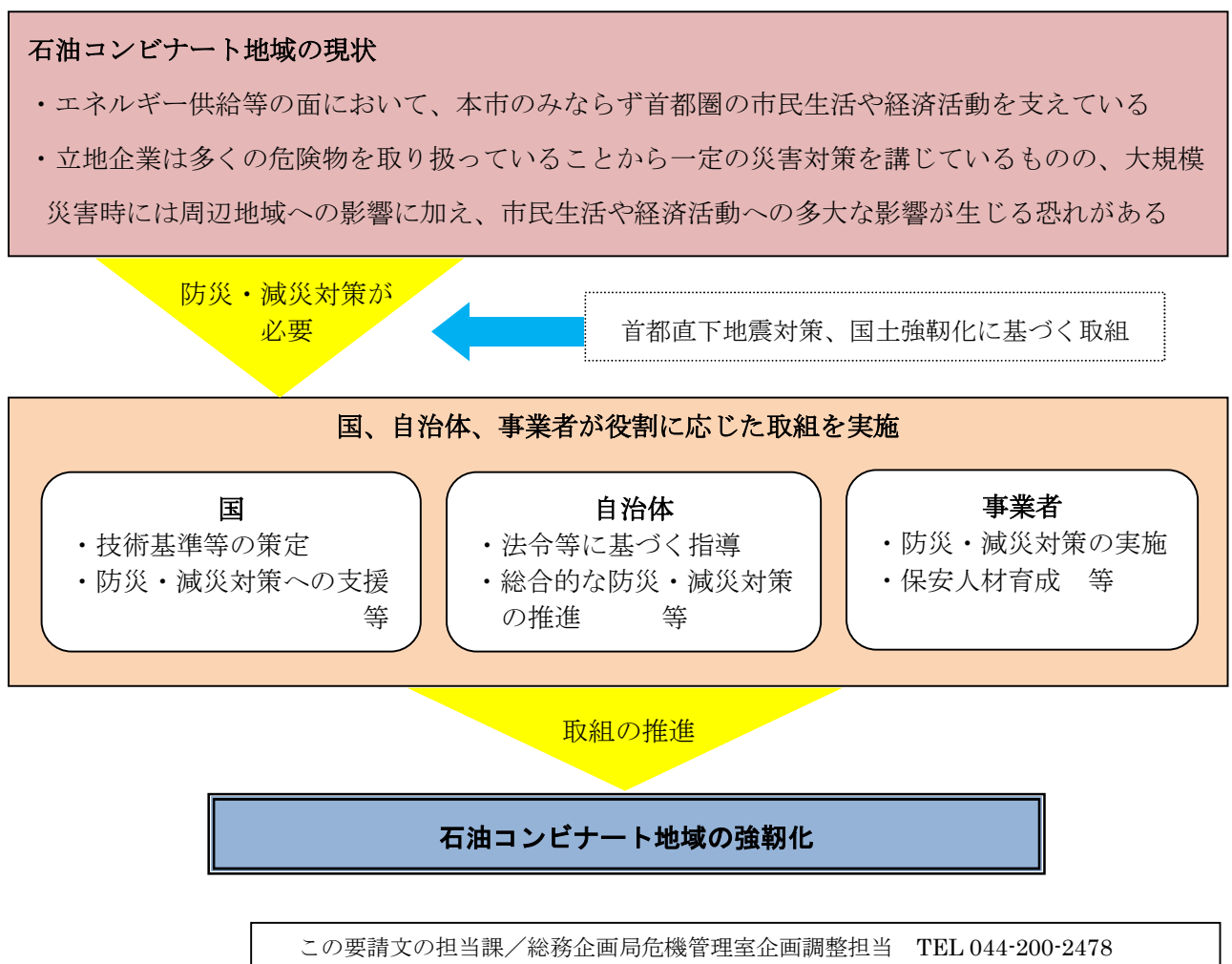
■ 要請の背景

- 臨海部の石油コンビナート等特別防災区域等に立地する企業は、法律等に基づいて一定の災害対策を講じています。しかしながら、首都直下地震被害想定においては、危険物・コンビナート施設に関して東京湾沿岸において流出約60施設、破損等約730施設の被害が想定されており、周辺地域への影響に加え、首都圏全体の市民生活や経済活動への多大な影響も懸念されることから、想定される地震の発生頻度や切迫性に応じた取組が必要です。
- 国においては、東日本大震災や各種被害想定調査結果等を踏まえ、危険物施設等の技術基準の見直しの検討や検証を実施するとともに、災害時のエネルギー安定供給の観点から石油出荷設備等の強化に要する費用の補助及び民有護岸の耐震改修に対する支援制度など、強靱化に向けた取組を推進することが必要です。

- 本市では、臨海部で想定される主な災害の未然防止と拡大防止を目的として、平成25年4月に川崎市臨海部防災対策計画を策定（修正：平成29年11月・令和2年3月）し、石油コンビナート地域における総合的な防災・減災対策を推進するとともに、平成28年3月に川崎市国土強靱化地域計画を策定し、強靱化に関する取組を総合的かつ計画的に推進しております。
- 石油コンビナート地域における事前防災・減災対策の考え方に基づく強靱化については、国、自治体及び事業者が役割に応じた取組を実施することが必要となりますので、国においては防災・減災対策の公的な支援の必要性、あり方について検討するとともに、実効ある対策を推進することが必要です。

■ 効果等

- 防災力、耐災害性の向上による首都圏の市民生活及び経済活動への影響の軽減
- 災害時におけるエネルギーの安定供給と速やかな復旧・復興



五反田川放水路整備事業の推進について

【国土交通省】

本事業は大規模工事であり、事業が完成するまで長期間を要することから、計画的な事業執行を図るために必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 本市は、河川の治水対策を推進するため、緊急かつ重点的対策として時間雨量50mmに対応できるよう、環境にも配慮しながら河川の改修に取り組んでいるところです。
- 近年、局地的な集中豪雨や観測史上の記録を上回る大雨、都市化の進展等により、都市型水害が深刻になっています。特に洪水時、下流まで約20分で流下する高低差の著しい一級河川五反田川は、下流部及び二ヶ領本川との合流部で急激な水位上昇が生じ、度重なる水害を繰り返してきました。
- 五反田川下流の二ヶ領本川は高度に都市化された地域を貫流し、河道拡幅や掘削による河道改修が困難な状況となっているため、五反田川の洪水を直接多摩川に放流する五反田川放水路整備事業を進めています。
- 近年の豪雨災害の発生状況を踏まえ、国の「多摩川緊急治水対策プロジェクト」にも位置付けられている暫定的な貯留式での運用を開始しましたが、事業の早期完成には計画的な財政措置が不可欠となっています。

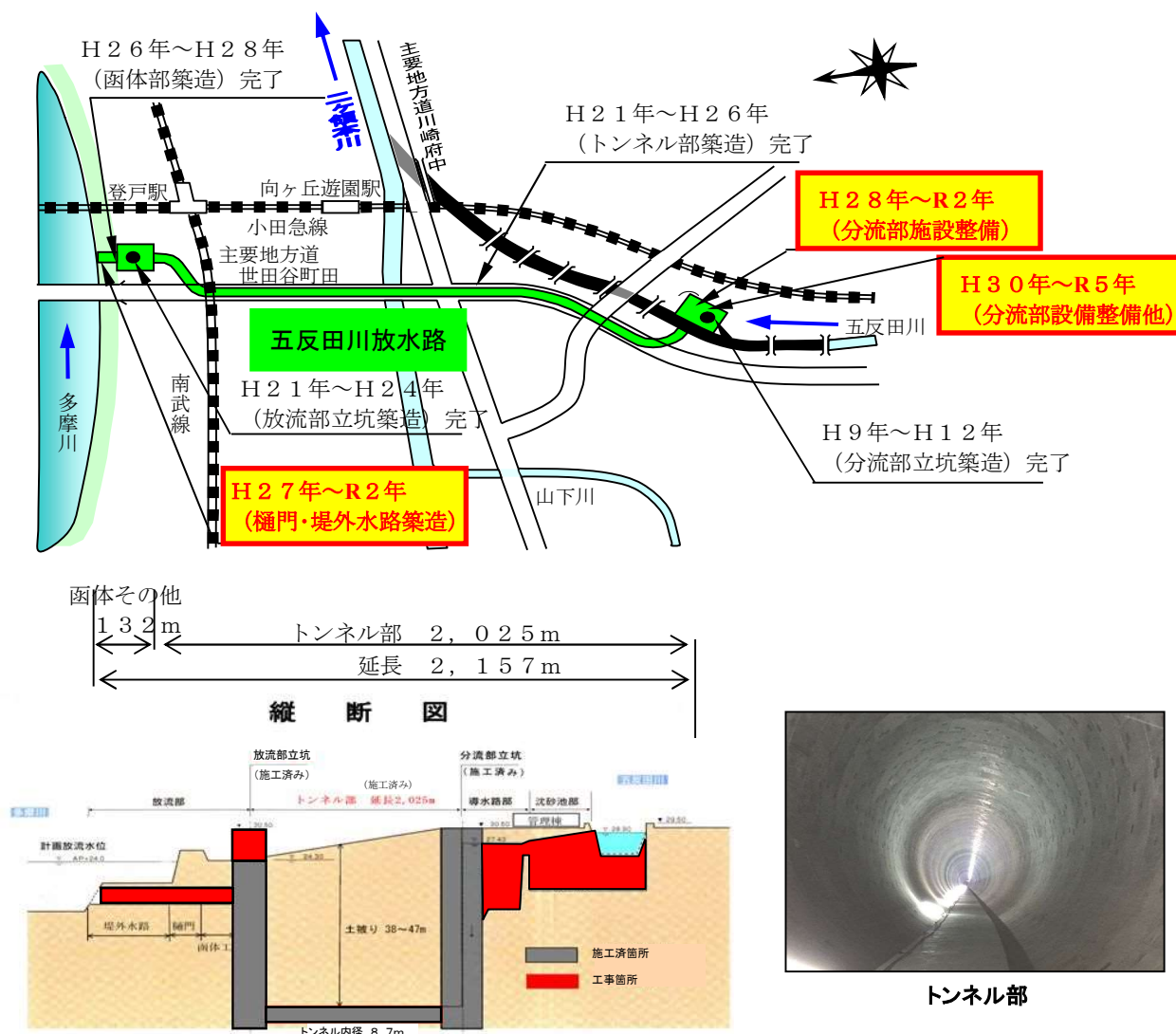
■ 費用

- 総事業費 約300億円（国費 約85.9億円、県費 約85.9億円）
- 令和3年度計画事業費 約15.0億円
（国費 約4.4億円、県費 約4.4億円）

■ 効果等

- 放水路を暫定的に運用し、雨水貯留施設として活用することで、分流部下流域の浸水被害軽減に寄与します。
- 放水路下流域の五反田川及び二ヶ領本川の流下能力は、将来計画である時間雨量90mmまでの対応が可能となり、治水安全度の向上が図られます。
- 将来的には、面積約341ha、約7,100戸の浸水想定被害が解消されます。

五反田川放水路整備事業の概要



- 計画区間 川崎市多摩区生田8丁目～川崎市多摩区登戸新町
- 計画期間 平成4年度～令和5年度（令和2年度から暫定運用）
- 総事業費 約300億円
- 事業の概要 延長：2,157m、計画高水流量：150m³/秒
（うち地下トンネル2,025m、函体15m、樋門37m、堤外水路80m）
- 今後の事業費の見込み

暫定運用														完成		単位:億円
			H28年度まで	H29年度		H30年度 (2018)	R元年度		R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	合計※			
				当初	補正		当初	補正								
事業費	補助	国費	56.2	3.3	1.4	3.5	2.6	1.7	4.2	4.4	4.4	4.2	85.9			
		県費	56.2	3.3	1.4	3.5	2.6	1.7	4.2	4.4	4.4	4.2	85.9			
		市費	56.2	3.3	1.4	3.5	2.6	1.7	4.2	4.4	4.4	4.2	85.9			
		小計	168.6	9.9	4.2	10.5	7.8	5.1	12.6	13.2	13.2	12.6	257.7			
	単費	現年	21.2	0.5		2.6	3.4		5.6	1.8	2.6	4.0	41.7			
	合計 ※総事業費		189.8	14.6		13.1	16.3		18.2	15.0	15.8	16.6	299.4			

この要請文の担当課／建設緑政局道路河川整備部河川課 TEL 044-200-2904

河川管理施設の老朽化等対策の推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

河川の治水安全度確保のため、施設の老朽化・耐震化対策等について、必要な制度の創設や現行制度の要件緩和をすること、及び一級河川平瀬川の施設機能向上に向けた改築工事について、国庫補助事業化をすること。

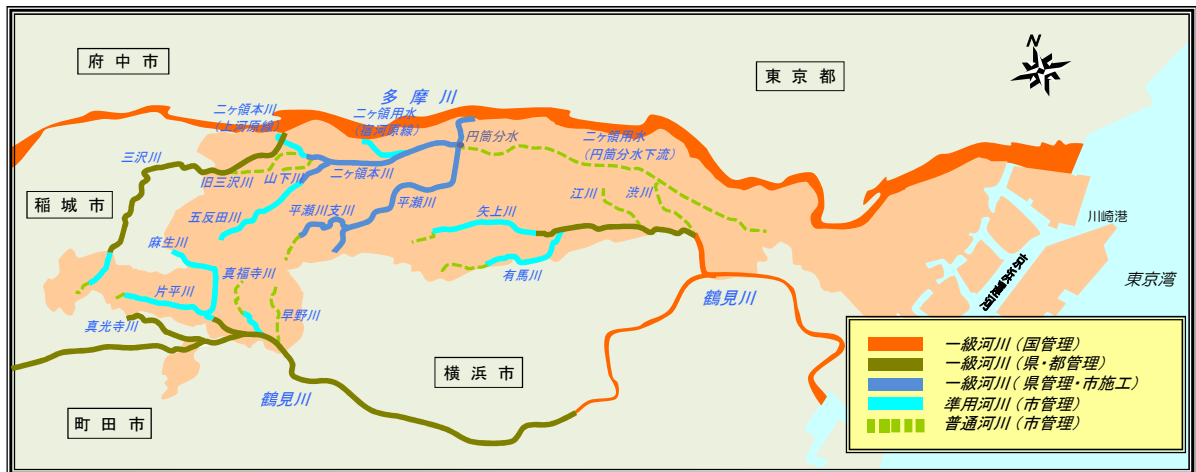
■ 要請の背景

- 本市の維持管理する河川延長は約 38 kmありますが、そのうち、約 6 割が、改修後概ね 40 年を過ぎて施設の老朽化が顕著となっており、首都圏における東海地震や関東直下型地震発生の切迫性の指摘などを踏まえ、河道の治水安全度を確保し、局地的集中豪雨による洪水や地震による災害の防止に備える必要があります。
- 本市では、年間約 2 億円の予算で日常の維持管理を行っておりますが、老朽化した河川管理施設の修繕や更新を適切に行っていくため、新たな財政措置が必要です。
- 平成 30 年度からは、河川管理施設の長寿命化を図る事業について、公共施設等適正管理推進事業債の対象となったところですが、老朽化の著しく進んだ護岸等の施設では、治水安全度の確保や家屋の密集した都市河川の特性から、耐震性等の機能向上を考慮した施設の更新が必要となっています。
- 本市での老朽化等の顕著な事例として、一級河川平瀬川では護岸の変状が確認されたことから、治水安全性確保のため耐震性などの機能向上を図る改築工事を市単独事業として実施しています。
- 現在、施設機能向上について国庫補助事業化に向けた調整を実施しています。

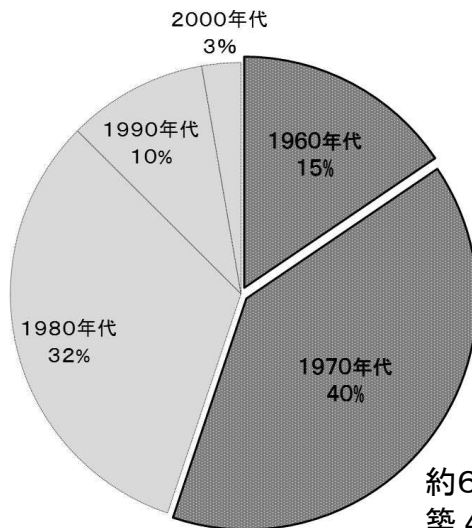
■ 効果等

- 計画的に維持補修・更新することで、施設の長寿命化ならびに機能向上を図り、治水安全性をはじめ、河川機能の維持が可能となります。

川崎の河川



〔河川整備経過年数〕



約6割(約 21km)が
築 40 年以上

〔老朽化の状況〕



変状による護岸施設の違い



護岸背面部の空洞

〔一級河川平瀬川の護岸更新について〕

鋼管護岸へ更新中【市費にて対応】

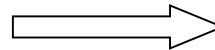


パラペットのズレ(最大 10cm)



護岸の変状(ブロック隙間の拡大)

治水安全性確保のため
施設更新を実施



右岸(完成箇所)



左岸(施工中)

この要請文の担当課／建設緑政局道路河川整備部河川課 TEL 044-200-2906

高規格堤防の今後の整備区間における着実な整備の推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

今後の整備区間として位置付けられた多摩川右岸の高規格堤防整備事業について、着実な整備の推進を図ること。

- ・戸手地区の早期完了に向けた上流部の事業推進
- ・殿町地区における土地利用更新等の機会を捉えた機動的な対応

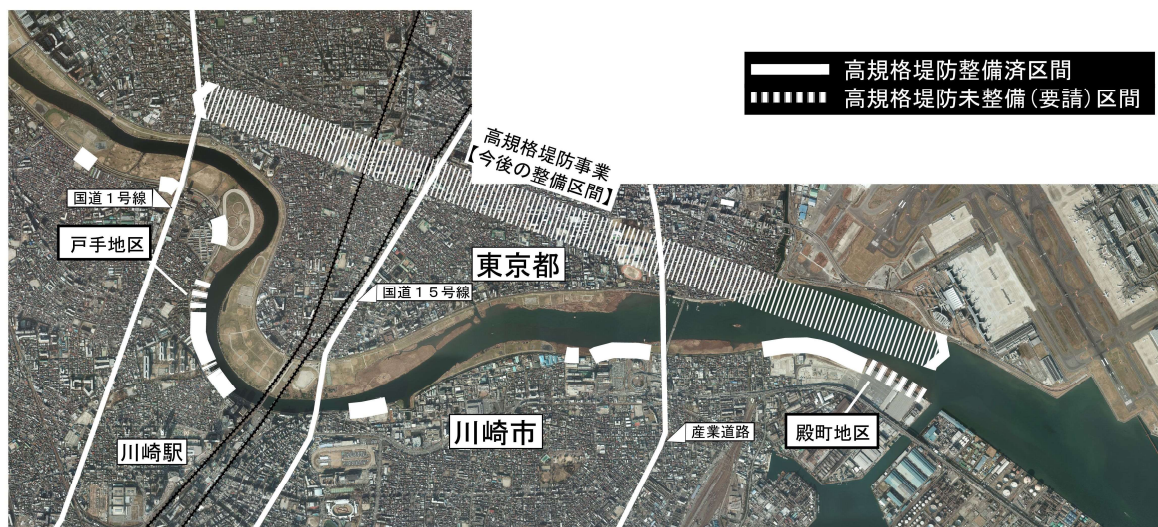
■ 要請の背景

- 高規格堤防については、平成23年12月の第7回「高規格堤防の見直しに関する検討会」において、人口が集中した地域で、堤防が決壊すると甚大な人的被害が発生する可能性が高い区間に大幅に絞り込んで整備するとされ、多摩川については、下流域から国道1号線付近までが今後の整備区間として位置付けられました。
- 整備区間内の戸手地区については、高規格堤防の整備を前提としたまちづくりが進められており、令和元年東日本台風による冠水被害など増水時には冠水が度々生じているところですが、仮に、堤防が決壊すると川崎駅周辺地区などにおいて甚大な人的被害が発生する恐れがあるなど、整備緊急度の高い地域となっているため、残る上流部についても整備を推進し、早期に完了する必要があります。
- 殿町地区については、「国際戦略総合特区」、「国家戦略特区」及び「特定都市再生緊急整備地域」の指定を受け、羽田空港との近接性等を活かしたライフサイエンス分野の高度な先端技術を有する研究機関等が集積する世界的なイノベーション創出拠点の形成が進んでいるところです。未整備区間においても既に施設の整備が行われている状況ではありますが、我が国の国際競争力の強化を牽引する拠点であることから、同地区の治水安全度の向上を図るためにも、土地利用の更新等の機会を捉えて、機動的に対応していく必要があります。

■ 効果等

- 高規格堤防の整備により、周辺地域全体の治水安全度の向上が図られます。
- 高規格堤防の整備に併せたまちづくりにより、良好な住環境の形成が図られます。

戸手地区・殿町地区（位置図）



戸手地区



殿町地区



戸手地区（上流部）（令和元年東日本台風による被害状況）



この要請文の担当課／まちづくり局市街地整備部地域整備推進課 TEL 044-200-2730

全国都市緑化フェアの開催について

【国土交通省】

■ 要請事項

平成26年3月の国土交通省の「都市緑化フェアに対する提言」に基づき、市制100周年である令和6年度の全国都市緑化フェアの開催を検討しており、必要な助言、指導及び財源措置等の支援を講じること。

■ 要請の背景

- 本市では、緑と水の豊かな環境をつくる取組をさらに進め、これまでの100年を振り返り、次の100年により豊かな環境をつないでいくため、都市における新たな「緑」の価値の創造と、多様な主体による「緑」の都市づくりを目指しています。
- 市制100周年の節目の年となる令和6年度に、「都市緑化のあり方」を具体化し、他都市にない「かわさき」らしさを創造するため、全国都市緑化フェアの開催を検討しています。
- フェア開催を契機として、「緑」の事業のみならず、「コミュニティ」、「教育」、「環境問題」など、「緑」と連携が可能な事業を推進し、都市における「緑」の価値を高め、フェア終了後も継続する取組を進めてまいります。

■ 今後のスケジュール

- 令和2年度 基本構想策定作業
- 令和3年度 基本構想策定、国土交通大臣への提案
- 令和4年度 全国都市緑化フェア実行委員会設立、基本計画策定
- 令和5年度 全国都市緑化祭実行委員会設立、実施計画策定、会場整備着手、プレイベント開催
- 令和6年度 全国都市緑化フェア（緑化祭） 開催

■ 国土交通省からの提言（抜粋）

これからの全国都市緑化フェアに求められる役割（要約）

（１）「個の活動」とのつながり

- ① 個人や家庭での個々の活動が連続し、美しい街並み・地域に対する愛着が生まれる。
- ② 身近な緑といった小さなデザインの単位から大きな全体像が生まれる。
- ③ 身近な緑への取組に着目し、個の活動との結びつきを構築

（２）地域らしさ・伝統の継承

- ① 市民参加型で我がまちへの愛着を高めようという動き
- ② 伝統を活かしつつも新しい創造に繋げていく取組
- ③ 地域の暮らしぶりを将来につなげるプライドとして表現

（３）多様な主体の参加

- ① 個人や家庭、市民グループ、民間企業などと一緒に作り上げていく体制の構築
- ② 様々な主体が参加することでフェアを地域全体に展開

（４）新たな市場の形成・技術情報の発信

- ① 花や緑を活用した新たな技術・アイデアの採用や展示等を通じた新たな市場の形成
- ② フェアでの展示・実体験を通じて技術情報をわかりやすく発信・共有

（５）関連する産業との連携

- ① 産業分野と連携したライフスタイルの提案等によりフェアの広がりが形成
- ② 教育や福祉など、個人や家庭の身近な問題を緑を通じて解決する機会

（６）新しい公園のあり方への提案

- ① 公園の管理運営・経営
 - ・アメリカの BID（※）やパークマネジメントの取組など、新しい公園のあり方を提案
- ② 規制緩和等に関する社会実験
 - ・都市公園の利用の活性化や新たな公園の管理運営・経営に向けて、時代の要請に応じた規制緩和や積極的な公園の再生等が必要であり、フェアにおいてモデル的に実施

（７）緑の啓発

- ① 緑の価値の啓発と情報発信
 - ・緑は、暮らしの豊かさを測るものさし（評価軸）となり、あらゆる分野をつなぐことのできるツールであることから、都市が抱える様々な課題の解決をフェアを通じて実現
- ② 「緑育」の展開
 - ・心の豊かさを再構築していく「緑育」をフェアの中で推進

（※）BID（Business Improvement District）

- ・地域活性化を進めるために、地域内の合意を基に設立される組織
- ・地域内で拠出される負担金を主財源とするもので、清掃や治安維持、地域振興など独自の活動を行うもの。

この要請文の担当課／建設緑政局緑政部みどりの協働推進課 TEL 044-200-0510

光化学オキシダント等の低減に向けた取組について

【経済産業省・国土交通省・環境省】

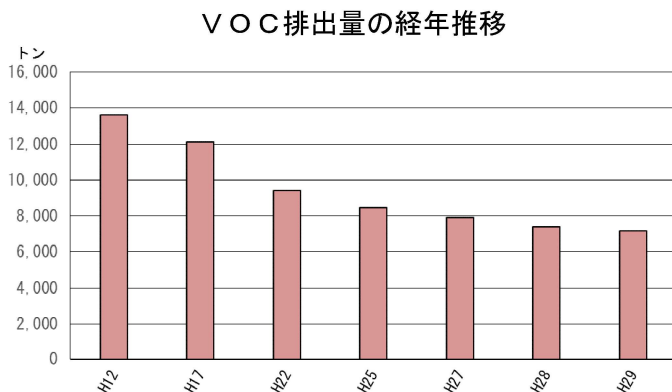
■ 要請事項

- 1 大気環境中で二次的に生成される光化学オキシダント等について、原因物質である揮発性有機化合物（VOC）の更なる排出削減に向けて、地域の状況を踏まえた新たな削減目標を設定するなど、総合的な対策を推進すること。
- 2 水性塗料の更なる普及に向け、公共工事における水系塗装の標準仕様化を図ること。また、グリーン購入法等における該当品目の充実を図ること。
- 3 燃料蒸発ガスを回収する機能を有する計量機（Stage II）の普及に向けて、燃料小売事業者への財政支援等を含めた実効性のある対策を実施すること。
- 4 PM2.5 等について、越境汚染対策のための国際的な取組を引き続き推進すること。

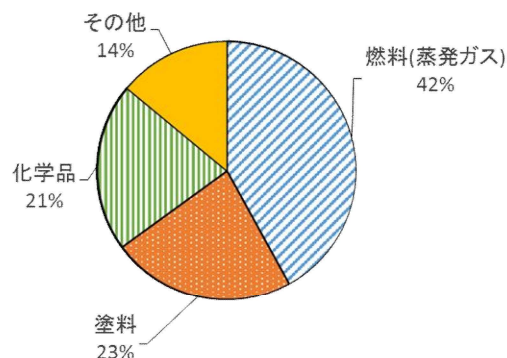
■ 要請の背景

- 多くの地域で光化学スモッグ注意報が毎年発令されている状況にあることから、光化学オキシダントの原因物質であるVOCの更なる削減が必要です。VOCについては、平成22年度に、大気汚染防止法の改正時に設定された基準年度（平成12年度）から3割削減するという目標を達成しましたが、それ以降は具体的な目標が設定されず、削減が鈍化傾向にあります。事業所等における削減対策を推進していくためには、目指すべき新たな目標を具体的に明示する必要があります。
- 橋梁などの重防食分野における塗料出荷量中の水性塗料比率は10%未満と依然として低い状況にあります。平成30年9月に重防食分野において水性塗料がJIS品質規格に追加されたことから、国の標準仕様書等へ反映すること等により普及を促進していく必要があります。また、グリーン購入法等においても、水性塗料を含めた該当品目の充実が必要です。
- 国は、Stage IIの導入促進を図るために、平成30年7月より「大気環境配慮型SS認定制度」の運用を開始しておりますが、機器更新に係る事業者の費用負担が大きいことから、導入が進んでおりません。今後、自動車側の対策として、駐車時の燃料蒸発ガス規制の強化が予定されておりますが、給油所側の対策については、財政措置が必要です。
- 大気汚染が問題となっている諸外国において、公害克服に努めてきた経験及び先進的な環境技術による国際貢献が重要であり、PM2.5等の越境汚染を抑制するためにも、現在、国が進めている二国間連携などの取組を引き続き推進する必要があります。

○川崎市における工場・事業場等からのVOC排出量について



発生源品目別内訳 (H29)



令和元年度VOC排出量推計調査結果(川崎市)をもとに作成

削減率が鈍化傾向にあることから、排出削減を促進する具体的な数値目標が必要

○水性塗料の普及状況について

塗料出荷量中の水性塗料比率(平成 29 年度)

塗料分野	水性塗料
建物 (建築塗料)	64.3%
建築資材 (主にライン塗装)	73.6%
構造物 (重防食塗料)	7.6%

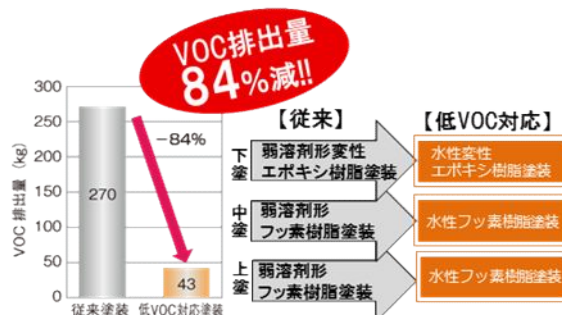
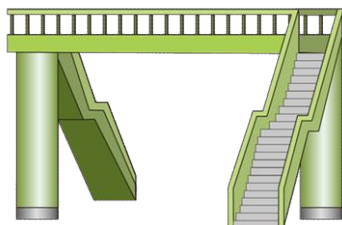
(一財) 日本塗料工業会より提供

平成 30 年 9 月 20 日に下記の JIS に水性塗料が追加されました。

JIS K 5551「構造物用さび止めペイント」

JIS K 5659「鋼構造物用耐候性塗料」

【水性塗料の取組事例】



九都県市首脳会議 環境問題対策委員会大気保全専門部会 リーフレット抜粋

構造物分野における水性塗料の普及率は著しく低い状況にあり、塗料からのVOC排出を抑えるためには構造物分野の水系化が有効です。

○「大気環境配慮型 SS 認定制度」について

給油時 (Stage II)

自動車への給油時に、給油口から大気中へ放出されるガソリンベーパーを計量機ノズル(二重構造)で吸引し、地下タンク内に回収する方法です。



国は Stage II を設置しているガソリンスタンドを「大気環境配慮型 SS 認定制度」として認定しておりますが、川崎市における認定数は3件のみです。

この要請文の担当課/環境局環境対策部大気環境課 TEL 044-200-2515

廃棄物処理施設整備事業の推進について

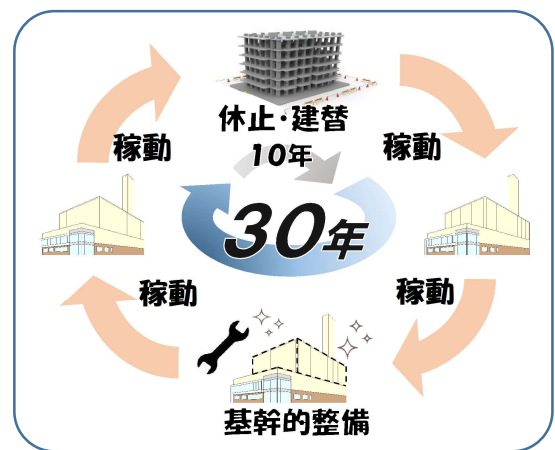
【環境省】

■ 要請事項

循環型社会形成を推進するために必要な廃棄物処理施設の整備事業として、橋処理センター、堤根処理センターの建設及び浮島処理センターの基幹的施設整備に必要な財政措置について、内容を拡充し、今後も継続して実施すること。

■ 要請の背景

- 本市では、4つの処理センターで廃棄物を処理していましたが、平成27年度から3処理センター体制に移行し、4か所の敷地を有効利用し、通常3処理センターを稼働、1処理センターを休止、建設中とする体制を構築してきました。
- 処理センターは設備の耐用年数が短くなっていますが、定期的な点検補修と併せて、概ね10～15年ごとに基幹的施設整備工事を実施して長寿命化を図っているところです。3処理センター体制を安定的に推進していくために、処理センターを約30年稼働し、建替に約10年、全体で約40年のサイクルで計画的に整備を進めています。



《処理センター整備イメージ》

■ 費用

- 令和3年度計画事業費
 - ・ 橋処理センター整備事業
 - ・ 橋処理センター建設工事（7年契約5年次目）
予定額 8,988,430千円（国費 約2,649,835千円）
 - ・ 堤根処理センター整備事業
 - ・ 整備計画策定業務委託（3年契約3年次目）
予定額 24,200千円（国費 約8,066千円）
 - ・ 環境影響評価業務委託（4年契約3年次目）
予定額 99,093千円（国費 約33,031千円）
 - ・ 浮島処理センター基幹的施設整備事業
 - ・ 浮島処理センター基幹的設備改良工事（5年契約3年次目）
予定額 2,751,716千円（国費 約423,857千円）
 - ・ 浮島処理センター空気調和設備改修その2工事（単年契約）
予定額 210,000千円（国費 約22,500千円）

橘処理センター整備事業

施設・処理能力

- ・ ごみ焼却処理施設
600 t／日（200 t／日×3 炉）
- ・ 資源化処理施設
ミックスペーパー 45 t／5 時間

事業年度

- ・ 平成 29 年度～令和 5 年度
ごみ焼却処理施設及び資源化処理施設建設工事



《橘処理センター完成イメージ図》

堤根処理センター整備事業

施設・処理能力

- ・ ごみ焼却処理施設 540 t／日（180 t／日×3 炉）

事業年度

- ・ 平成 29 年度～令和 3 年度 基本計画及び整備計画作成
- ・ 平成 30 年度～令和 4 年度 環境影響評価手続
- ・ 令和 5 年度～令和 15 年度 解体撤去工事及びごみ焼却処理施設等建設工事

浮島処理センター基幹的施設整備事業

施設・処理能力

- ・ 既存ごみ焼却処理施設
900 t／日（300 t／日×3 炉）

事業年度

- ・ 令和元年度～令和 5 年度
焼却炉、電気設備、ボイラ等の整備工事



《完成時（H7 年）の浮島処理センター》

緑地保全事業について

【国土交通省】

■ 要請事項

- 1 緑地保全事業は、市民の健全な生活環境の確保に加え、生物多様性の保全や地球温暖化対策等の推進に寄与することから、緑地の買入れや、緑地の再生に向けた萌芽更新などに対する必要な財政措置を講ずること。また、保全された緑地のさらなる利活用などに対する必要な財政措置を講ずること。
- 2 緑地の減少に歯止めをかけるため、緑地保全に係る相続税等の負担軽減措置や、相続税における物納制度の柔軟な運用等、税制上の優遇措置を拡充すること。

■ 要請の背景

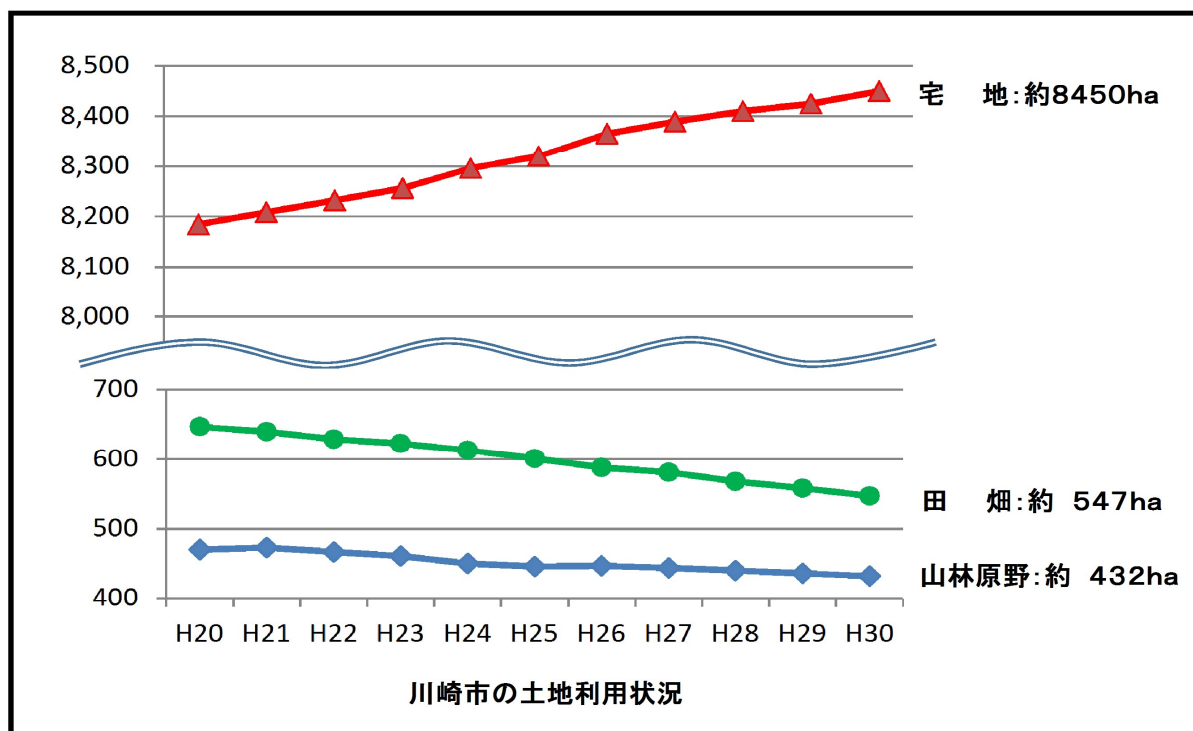
- 本市では、緑の基本計画に基づき、市域の骨格を形成する多摩丘陵の保全に向けて取組を進めています。
- 本市では、保全した緑地を良好に管理するために、市民等との協働による保全管理活動を進めておりますが、管理施設や斜面地の保全を図る施設の整備が必要となっています。また、保全された緑地の景観、生態系を再生させるために、持続的な林床管理と樹木の萌芽更新が必要となっていることに加え、さらなる緑地の魅力を発揮するために、安全安心な緑地の環境整備が必要となっています。
- 本市は、首都圏の中心部に位置しております。そのため土地需要が旺盛であり、相続時における土地利用転換などにより、市域の樹林地は減少傾向となっていることから、相続税などの税制の優遇措置の拡充が必要となっています。

■ 費用

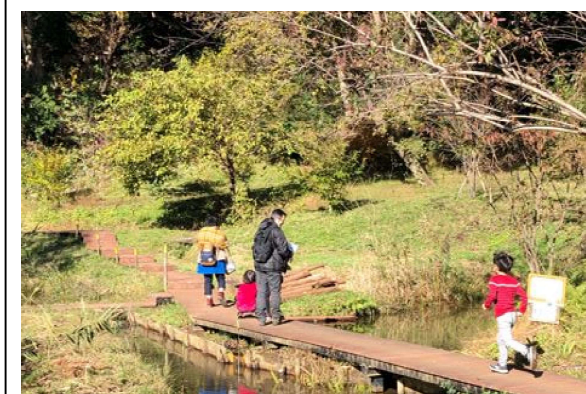
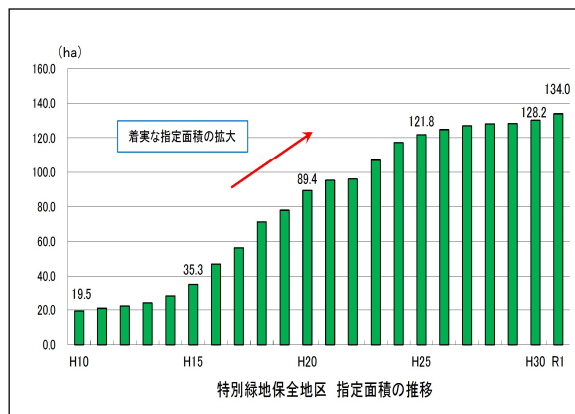
- 令和3年度計画事業費 約9.2億円（国費 約3.4億円）
 - ・ 特別緑地保全地区用地取得費 約3ha 約7.2億円（国費 約2.4億円）
 - ・ 特別緑地保全地区整備費 約 2億円（国費 約1.0億円）

■ 効果等

- 都市景観の向上、市域の緑のネットワーク形成、生物多様性の保全、地球温暖化の抑制、ヒートアイランド現象の緩和、緑地の持つレクリエーション効果による市民の健康向上など



緑地保全の取組を着実に進める必要があります。



保全緑地の利活用



市民協働による保全管理活動



里山の風景（黒川海道特別緑地保全地区）

この要請文の担当課／建設緑政局緑政部みどりの保全整備課 TEL 044-200-2381

公園等整備事業について

【国土交通省】

■ 要請事項

公園施設に係るライフサイクルコストの縮減に向けた遊具等の長寿命化、及び、本市随一の緑の宝庫である生田緑地の整備などに必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 公園施設の老朽化対策として、戦略的な維持管理・更新を推進し、長寿命化を図っています。
- 本市最大の緑地である生田緑地は、多様な主体が参加し、魅力要素のさらなる充実を図り、賑わい創出のために、生物多様性に配慮しつつ整備を進めています。
- 本市は市制100周年を迎える令和6年における全国都市緑化フェアの誘致に向け、富士見公園や夢見ヶ崎公園など、特色ある公園緑地の更なる魅力づくりに取り組む必要があります。

■ 費用

- | | |
|--------------|------------------|
| ○ 令和3年度計画事業費 | 約3.0億円（国費約1.3億円） |
| ・ 用地取得費 | 約1.0億円（国費約0.3億円） |
| ・ 整備費 | 約2.0億円（国費約1.0億円） |

■ 効果等

- ライフサイクルコストの縮減による適切なサービス水準の確保
- ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全、水源・湧水地の保全等
- 市民の健康増進、レクリエーション機能や都市景観の向上



生田緑地

生田緑地 初山地区

公園施設の長寿命化（市内一円）



図 川崎市事業位置図

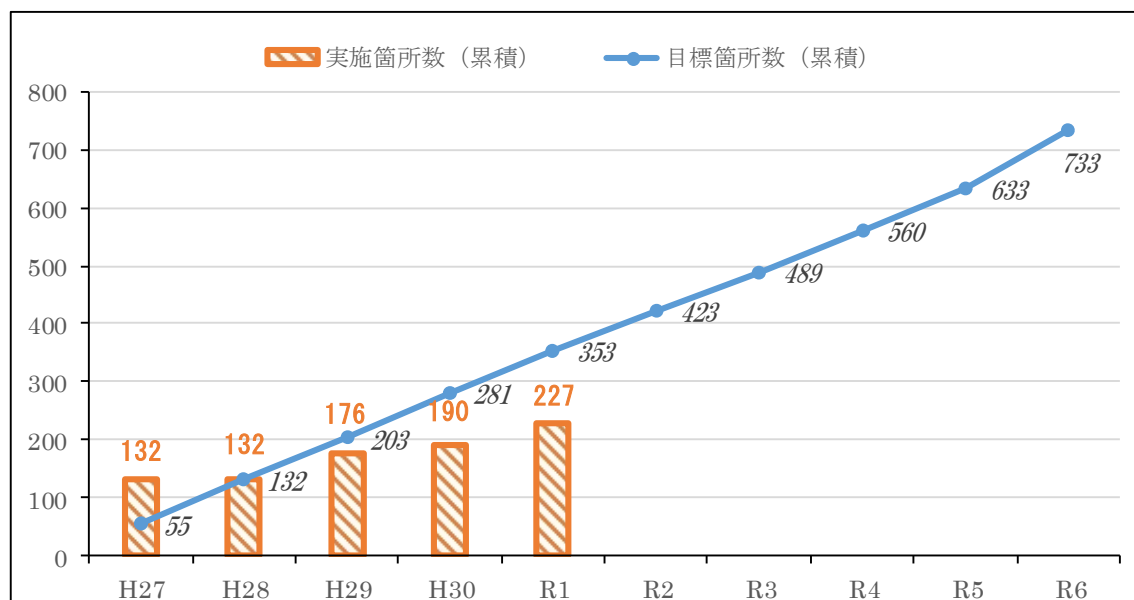


図 公園施設（遊具）の長寿命化実施状況

この要請文の担当課／建設緑政局緑政部みどりの保全整備課 TEL 044-200-2390